

西条市広告掲載事業実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西条市広告掲載事業実施要綱（平成18年西条市訓令第15号）第3条第3項の規定により、広告掲載事業の実施基準について定めるものとする。

(広告主の優先)

第2条 広告主は、西条市に事業所等（本社、支社、営業所、店舗等）を有するものを優先することとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) たばこに関するもの
- (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 規制対象となっていないものにおいても、社会問題を起こしているもの
- (9) 市税等を滞納しているもの
- (10) 市の指名停止を受けているもの
- (11) 市資産の性質等により、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの
- (12) その他市長が不適当と認めるもの

2 前項の規定は、広告の掲載期間前又は掲載期間中に同項各号のいずれかに該当することとなった場合について、準用する。ただし、市長が掲載することについて特別の理由があると認める場合は、掲載することができる。

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することができない。広告の掲載期間前又は掲載期間中において、該当することとなった場合も同様とする。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービス、許可を受けていない商品その他広告として掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- (2) 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 非科学的若しくは迷信に類するもので、利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性が認められないもの
- (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年の保護及び健全育成の観点から不適当と認められるもの
 - ア 性的感覚を過度に刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、若しくは助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 残虐性を有する表現など善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 次のいずれかに該当するものであって、消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から不適当と認められるもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表現を用い、消費者を誤認させるもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 著しく射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人材募集広告について労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの
 - カ 広告の内容が明確でないもの
- (12) 広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (13) その他市長が広告として不適当と認めるもの
(基準の適用等)

第5条 この基準の適用に当たっては、広告媒体ごとに具体的に判断することとする。

2 前条の規定に該当する広告の全部又は一部を修正又は削除等（以下「修正等」という。）により、広告を掲載することが適當と認められる場合は、広告主に修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、広告主が修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲載することができないものとする。

（広告料）

第6条 広告に係る広告料の額は、広告媒体ごとに類似の事例等を勘案して、関係部長が別に定める。ただし、入札等の方法により広告掲載事業を行う場合は、この限りでない。

- 2 広告に係る広告料の額は、広告掲載に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収しなければならない。ただし、当該使用許可を受けた使用料が、広告の掲載の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。
- 3 道路、港湾、都市公園等における広告用工作物の設置又は広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料若しくは使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、前2項の規定は適用しない。

附 則

この基準は、西条市広告掲載事業実施要綱の実施の日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月21日から施行する。